プラスチック一括回収方策に関するサウンディング型市場調査

実施要領

令和 7 年 6 月

熊本市 環境局 資源循環部 廃棄物計画課

１　調査の背景・目的

脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応が、世界的な喫緊の課題となっており、国では令和 3 年 6 月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」を制定するなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

本市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）」に基づいて、プラスチック製容器包装を分別品目として収集し、指定保管施設での選別・保管等の中間処理を行い、容器包装リサイクル法のリサイクルルートを活用して資源化している一方、「プラスチック製品」については燃やすごみとして収集し焼却処理を行っております。

このプラスチック製品を資源化することにより、温室効果ガスの発生を大きく減らしていくことが可能となるため、昨年度、プラスチック製容器包装と併せてプラスチック製品を一括回収し、収集運搬や再資源化等に係る費用、普及事業効果等の検証を行う実証実験を行ったところです。

プラスチックの資源循環に向けた手法としては、

(1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法（以下、「容器包装ルート」という。）
(2) プラスチック資源循環法に基づき、市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（以下、「大臣認定ルート」という。）

がある中で、本市にとってどの手法が最適か検討を行っているところです。
※(1)と(2)の併用についても検討を行っております。

そのため、民間事業者の皆様の御意見を伺い、プラスチック一括回収に向けた事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）を実施いたします。

【事業イメージ】

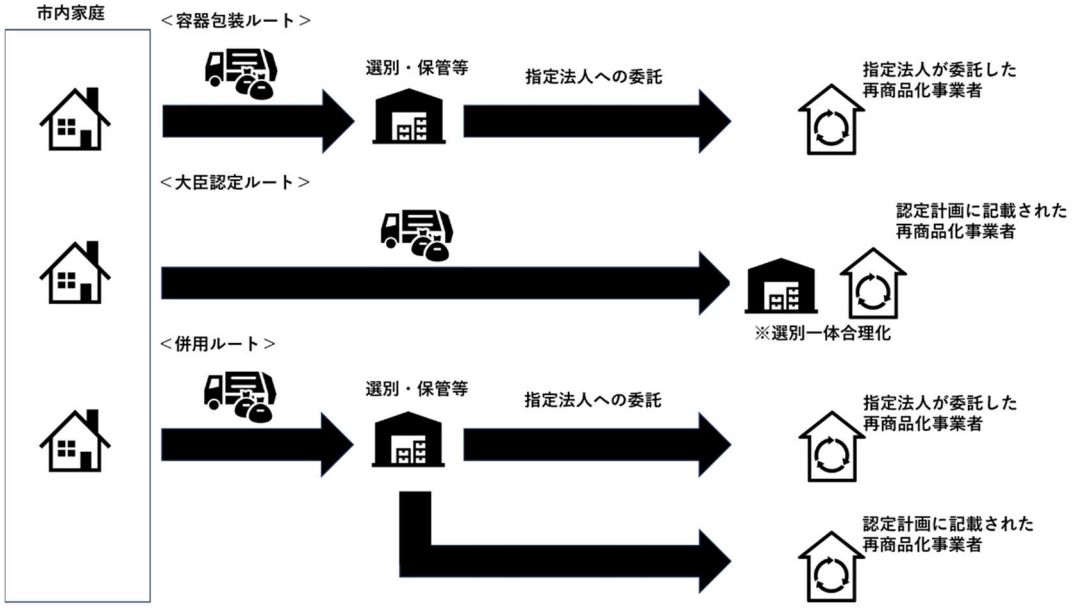

2　調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から、プラスチック一括回収に向けた手法について、個別対話にて御意見を伺います。

御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

3　調査の内容

次の項目について御提案ください。

(1) 事業所で受入可能なプラスチックの基準
(2) 受入条件（荷姿、搬入条件等）
(3) 受入可能量
(4) 受入可能時期
(5) 再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く。）
(6) 再商品化に要する費用
(7) 処理先の施設が故障した場合の受入対応について
(8) 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について

※その他項目についても自由に御提案ください。

４　対象者

以下の要件を満たす法人又は法人のグループが本調査の対象となります。

＜容器包装ルート＞

プラスチック製容器包装だけではなく一括回収したプラスチック製品についても自ら選別・保管等の中間処理が可能又はこれから実施できるよう計画している法人や法人のグループ。

＜大臣認定ルート＞

大臣認定ルートを活用したプラスチックの再商品化が可能又はこれから再商品化事業を行うことを計画している法人や法人のグループ。

＜併用ルート＞

上記の容器包装ルートに係る要件と大臣認定ルートに係る要件の両方を満たす法人や法人のグループ。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象から除外されますので、御留意ください。

(1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

５　調査スケジュール

実施要領等の公表	6 月 23 日（月）
質問の受付期限	7 月　3 日（木）
質問への回答の公表	7 月 10 日（木）
参加申込書・提案書の提出期限	7 月 18 日（金）
調査実施日時及び場所の連絡	7 月 22 日（火）
調査の実施	7 月 28 日（月）～30 日（水）
実施結果概要の公表	9 月中旬

６　質問の受付・回答

（1）質問書類

質問書【様式 1】 又は 任意の様式

（2）提出期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）～7 月 3 日（木）

（3）提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあてに送付してください。

（4）回答

令和 7 年 7 月 10 日（木）に、熊本市ホームページにて公表します。

７　参加申込方法

（1）申込書類

サウンディング調査参加申込書【様式 2】

（2）申込期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）～7 月 18 日（金）

（3）申込方法

問い合わせ先のメールアドレスあてに送付してください。

８　提案書の提出方法

（1）提出書類

提案書【様式 3】又は任意の様式

（2）提出期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）～7 月 18 日（金）

（3）提出方法

問い合わせ先のメールアドレスあてに送付してください。

9　サウンディングの実施方法

（1）実施期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）～7 月 30 日（水）

午前 10 時～午後 5 時

※具体的な対話の日時は、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者へ御連絡いたします。

（2）所要時間

1 時間程度（内容によっては超過する場合があります。）

（3）場所

熊本市役所内会議室

※実施日によって場所が変更となる可能性がありますので、決定日時と併せて御連絡いたします。

（4）その他

ア　サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として 3 部を御持参ください。

イ　オンラインによる調査の実施も可能としますので、御希望がございましたら、事前に御連絡ください。

10　サウンディング結果の公表等

提案いただいた内容は概要として取りまとめ、令和 7 年 9 月中旬に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あてに、公表内容の確認を行います。

なお、「熊本市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

11　留意事項

（1）本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア　本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ　本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ　提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。
本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

12　問い合わせ先

熊本市　環境局　資源循環部 廃棄物計画課 計画班 中原、富永
〒860-8601　熊本市中央区手取本町１番１号
TEL：096-328-2359　FAX：096-359-9945
メール：haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp